

## 「消費者庁」への要望・メッセージ

広島欠陥住宅研究会 弁護士 風呂橋 誠

### 1 被害の概要や活動状況

広島欠陥住宅研究会は、平成11年5月29日に設立され、広島県内を中心に、弁護士と建築士が欠陥住宅の被害調査に赴き、示談交渉や訴訟によって多くの被害救済を図ってきた。また、欠陥住宅被害の予防のため、一般市民向けのセミナーを開催したり、寸劇などによる啓蒙活動をしてきた。

欠陥住宅の被害は、新築住宅のみならず、悪質リフォーム詐欺など多種多様であり、耐震偽装事件以後は、マンション問題もクローズアップされている。

### 2 既存の行政組織における問題点

耐震偽装事件を契機に、既存の建築生産システムと建築行政の欠陥や弱点が明らかになり、建築基準法や建築士法などの改正が行われたが、従来から問題となっている、施工業者による手抜き工事やずさんな監理や検査で生み出される欠陥住宅の被害は、なお発生し続けている。

さらに、建材偽装問題では、国土交通大臣の認定を受けたはずの耐火性能建材が、最低限の安全性すら有しない「偽装建材」であったことが判明し、国土交通大臣認定制度の不備が露呈した。大臣認定や型式認定という手法は、建築産業の育成や便宜にはなるが、消費者側にはその安全性をチェックする手段がなく、既存の行政組織では、建物の安全性は守られない。

### 3 「消費者庁」への要望・メッセージ

中国の大地震で、たくさんの方が倒壊した建物の下敷きになって命を奪われたが、我が国でも阪神淡路大震災の経験を踏まえて、安全な住宅に居住することは、国民とりわけ消費者の基本的な人権というべきである。

住宅の安全性をチェックする行政が、建築業界を育成し、便宜を図る官庁と同じであれば、そのチェックは、消費者の安全を守るには不十分なものとなりがちである。産業育成官庁から独立し、消費者側にスタンスを置いた行政組織が、強力な権限と指導力をもって、安全な住宅に居住する権利を守ることこそが必要である。

「消費者庁」は、欠陥住宅被害の予防と根絶のためには不可欠であり、是非とも、消費者のために建物の安全性を守る組織にしていただきたい。